|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| サービス種類 | 届出の種類 | 添付書類 |
| 看護小規模多機能型居宅介護 | ①職員の欠員による減算の状況 | ※減算が解消される場合のみ添付・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（標準様式１）・資格証・研修修了証の写し |
| ②高齢者虐待防止措置実施の有無 | 【添付書類不要】 |
| ③業務継続計画策定の有無 | 【添付書類不要】 |
| ④訪問看護体制減算 | ・看護体制及びサテライト体制に係る届出書（看護小規模多機能型居宅介護事業所）（別紙４９） |
| ⑤サテライト体制未整備減算 |
| ⑥特別地域加算 | 【和歌山市はなし】 |
| ⑦中山間地域等における小規模事業所加算 | 【和歌山市は非該当】 |
| ⑧認知症加算 | ・認知症加算（Ⅰ）（Ⅱ）に係る届出書（別紙４４）・認知症介護に係る専門的な研修の修了証の写し |
| ⑨若年性認知症利用者受入加算 | 【添付書類不要】 |
| ⑩栄養アセスメント・栄養改善体制 | ・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（標準様式１）　※加算算定開始月のもの。　※管理栄養士の勤務体制がわかるように、記載例を参考に記載してください。・管理栄養士の資格証の写し　※外部（他の介護事業所、医療機関又は栄養ケア・ステーション）との連携により管理栄養士を確保する場合　　・他の介護事業所、医療機関又は栄養ケア・ステーションと取り交わした契約書等の写し※栄養アセスメント加算は、口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）及び栄養改善加算との併算定は不可。 |
| ⑪口腔機能向上加算 | ・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（標準様式１）　※加算算定開始月のもの。　※言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員の勤務体制がわかるように、記載例を参考に記載してください。・言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員の資格証の写し※口腔機能向上加算（Ⅱ）を算定する場合には、口腔機能向上加算（Ⅰ）の取組に加えて、「科学的介護情報システム（LIFE）」の登録が必要です。 |
| ⑫緊急時対応加算 | 緊急時（介護予防）訪問看護加算・緊急時対応加算・特別管理体制・ターミナルケア体制に係る届出書（別紙１６）・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（標準様式１）※加算算定開始月のもの。　※２４時間連絡体制を整備していることがわかるように、記載例を参考に記載してください。 |
| ⑬特別管理体制 |
| ⑭ターミナルケア体　　制 |
| ⑮専門管理加算 | 専門管理加算に係る届出書（別紙１７）※１、２、３又は４の専門の研修を修了したことが確認できる文書（当該研修の名称、実施主体、修了日及び修了者の氏名等を記載した一覧でも可）を添付すること。 |
| ⑯遠隔死亡診断補助加算 | 遠隔死亡診断補助加算に係る届出書（別紙１８）※研修を修了したことが確認できる文書（当該研修の名称、実施主体、修了日及び修了者の氏名等を記載した一覧でも可）を添付すること。 |
| ⑰看護体制強化加算（Ⅰ）（Ⅱ） | ・看護体制及びサテライト体制に係る届出書（看護小規模多機能型居宅介護事業所）（別紙４９） |
| ⑱訪問体制強化加算 | ・訪問体制強化加算に係る届出書（別紙４５）・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（標準様式１）　※訪問を担当する従業者がわかるように記載してください。（加算算定開始月のもの。） |
| ⑲総合マネジメント体制強化加算 | ・総合マネジメント体制強化加算に係る届出書（別紙４２） |
| ⑳褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）（Ⅱ） | ・褥瘡マネジメントに関する届出書（別紙４１）※「科学的介護情報システム（LIFE）」の登録が必要です。 |
| ㉑排せつ支援加算（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ） | 【添付書類不要】※「科学的介護情報システム（LIFE）」の登録が必要です。 |
| ㉒科学的介護推進体制加算 | 【添付書類不要】※「科学的介護情報システム（LIFE）」の登録が必要です。 |
| ㉓生産性向上推進体制加算（Ⅰ）①～③（Ⅱ）①～② | 1. 生産性向上推進体制加算に係る届出書（別紙２８）
2. 要件を満たすことが分かる委員会の議事概要
3. 加算（Ⅰ）の要件①係る各種指標に関する調査結果のデータ（別紙２）

※本加算を算定する場合は、事業年度毎に取組の実績をオンラインで厚生労働省に報告をすること（別紙１） |
| ㉔サービス提供体制強化加算（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ） | ・サービス提供強化加算に関する届出書（別紙１４－５）・人材要件に係る算出表（参考様式２１）・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（標準様式１）　※届出日前一月のもの。※（Ⅰ）：従業者（看護師・准看護師を除く。）を記載し、介護福祉士(又は勤続１０年以上の介護福祉士)の資格取得者の氏名に朱書きでアンダーラインを引いてください。　（Ⅱ）：従業者（看護師・准看護師を除く）を記載し、介護福祉士の資格取得者の氏名に朱書きでアンダーラインを引いてください。（Ⅲ）：①介護福祉士の割合で算定要件を満たす場合は、従業者（看護師・准看護師を除く）を記載し、介護福祉士の資格取得者の氏名に朱書きでアンダーラインを引いてください。　　　②常勤職員の割合で算定要件を満たす場合は、従業者を記載し、常勤職員の氏名に朱書きでアンダーラインを引いてください。　　　③勤続年数７年以上の職員の割合で算定要件を満たす場合は、従業者を記載し、勤続年数７年以上の職員の氏名に朱書きでアンダーラインを引いてください。・介護福祉士の資格証の写し※介護福祉士の資格取得者の割合で算定する場合に必要。・実務経験証明書 （参考様式２９）※勤続年数の職員の割合で算定する場合に必要。 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 看護小規模多機能型居宅介護（短期利用型） | ①適用開始 | ・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（標準様式１）　※適用開始月のもの。・資格証・研修修了証の写し・運営規程（短期利用規定を明記）・サービス提供回数に係る減算の対象となっていないことが分かるもの |
| ②職員の欠員による減算の状況 | ※減算が解消される場合のみ添付・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（標準様式１）・資格証・研修修了証の写し |
| ③高齢者虐待防止措置実施の有無 | 【添付書類不要】 |
| ④業務継続計画策定の有無 | 【添付書類不要】 |
| ⑤中山間地域等における小規模事業所加算 | 【和歌山市は非該当】 |
| ⑥生産性向上推進体制加算（Ⅰ）①～③（Ⅱ）①～② | 1. 生産性向上推進体制加算に係る届出書（別紙２８）
2. 要件を満たすことが分かる委員会の議事概要
3. 加算（Ⅰ）の要件①係る各種指標に関する調査結果のデータ（別紙２）

※本加算を算定する場合は、事業年度毎に取組の実績をオンラインで厚生労働省に報告をすること（別紙１） |
| ⑦サービス提供体制強化加算（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ） | ・サービス提供強化加算に関する届出書（別紙１４－５）・人材要件に係る算出表（参考様式２１）・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（標準様式１）　※届出日前一月のもの。※（Ⅰ）：従業者（看護師・准看護師を除く。）を記載し、介護福祉士(又は勤続１０年以上の介護福祉士)の資格取得者の氏名に朱書きでアンダーラインを引いてください。　（Ⅱ）：従業者（看護師・准看護師を除く）を記載し、介護福祉士の資格取得者の氏名に朱書きでアンダーラインを引いてください。（Ⅲ）：①介護福祉士の割合で算定要件を満たす場合は、従業者（看護師・准看護師を除く）を記載し、介護福祉士の資格取得者の氏名に朱書きでアンダーラインを引いてください。　　　②常勤職員の割合で算定要件を満たす場合は、従業者を記載し、常勤職員の氏名に朱書きでアンダーラインを引いてください。　　　③勤続年数７年以上の職員の割合で算定要件を満たす場合は、従業者を記載し、勤続年数７年以上の職員の氏名に朱書きでアンダーラインを引いてください。・介護福祉士の資格証の写し※介護福祉士の資格取得者の割合で算定する場合に必要。・実務経験証明書 （参考様式２９）※勤続年数の職員の割合で算定する場合に必要。 |